

尾張旭市監査公表第3号

平成30年12月27日付け尾張旭市監査公表第27号をもって公表した定例監査結果報告について、市長職務代理者副市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

総務部災害対策室

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市防災行政無線局設備保守点検整備委託において、契約書に記載された点検実施月の変更に関して協議がされていない。尾張旭市契約規則第38条第1項により、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更する必要がある。	当該契約書第4条に記載されていません定期点検の実施に関し、実施期間について疑義が生じた場合は、仕様書9に基づき協議し、記録に残すよう今後措置してまいります。
防災訓練会場設営委託及び自治体メール配信システム業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を採用した理由が明確ではない。随意契約ガイドラインの随意契約の適正な運用のための指針に、「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」とは、その契約の性質、目的等から特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合や契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が特定されるなど、競争入札を実施することが不可能又は著しく困難な場合、と示されている。	当該業務におきましては、地方自治法に定める随意契約の根拠に照らし合わせて見直しをし、随意契約の必要性がある場合は、その根拠を明確に記載するように措置してまいります。